

人権施策推進に係る指針

I 指針策定の趣旨

1 策定の背景

(1) 人権をめぐる国内外の動向

「世界人権宣言」が第3回国連総会において採択されてから、既に70年以上経過しています。しかし、世界の各地で今なお紛争が絶えない状況が続いています。このため国際社会では、真の平和を実現するために、人権を柱とした新たな国際秩序づくりに向けた努力がなされています。

国連では、これまで「世界人権宣言」をはじめとして「国際人権規約」「児童の権利に関する条約」など、人権にかかわる諸条約が順次採択され、わが国もその多くを批准してきました。しかし、東西冷戦構造終結後の民族紛争の多発等を背景に改めて人権の重要性が問い直される中で、1994年(平成6年)12月に「人権教育のための国連10年」が決議されました。そしてこれに基づき、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を目的達成の期間として、世界的に人権教育が展開されてきました。

なお、「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では2005年(平成17年)に「人権教育のための世界計画」を開始しました。2020年～2024年を第4フェーズとし、今までの取り組みの一層の強化や若者を重点とした行動計画が示されるとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標4.7と連携させることとしています。

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)の基盤となっているのは人権です。17の国際目標すべての実現には、人権の尊重が欠かせないからです。

わが国においては、基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法の下で、人権擁護委員制度を軸として国民の人権を守るための努力がなされてきました。特に、わが国の代表的な人権問題である同和問題(被差別部落出身者に対する差別問題)については、昭和40年(1965年)の同和对策審議会答申を契機として、この問題の解決をめざした同和对策事業が実施されてきました。この結果、同和地区の生活環境などは大きく改善されることになりましたが、人々の心の中にある差別意識は解消に至っていません。

こうした経緯の中で、平成8年(1996年)12月には「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づいて設置された人権擁護推進審議会において、人権教育・啓発の充実に関する施策及び人権侵害の被害救済に関する施策について審議が開始されました。そして、平成12年(2000年)12月には「人権教育及び啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)3月にはこの法律に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この基本計画には、具体的な人権課題が挙げられており、政府はこの基本計画に基づき、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しています。

また、平成9年(1997年)7月、国際的な人権尊重の潮流に対応して、わが国も、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』を策定しました。この国内行動計画では、政府の果たす役割とともに地方自治体に期待される役割の大きさが明記され、各地の地方自治体で人権教育を中心とした人権施策の取り組みが開始されています。

さらなる人権問題を解消するため、平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「部落差別解消推進法」)が施行されました。この法律では、地方公共団体において、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされています。また、社会環境の変化や国民の人権意識の高揚に伴い、女性、子ども、障害のある人、高齢者、外国人、アイヌの人々などに対するさまざまな人権問題が大きな社会問題となってきました。これらの問題に対応するため、平成28年(2016年)4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)、平成28年(2016年)6月「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」)、令和元年(2019年)5月「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」がそれぞれ施行されました。

(2) 松戸市におけるこれまでの取り組み

本市には、地域改善対策事業(同和地区に対する生活環境改善事業など)の対象地域は存在しないものの、市内で数度にわたり同和地区出身者に対する差別事件が発生しました。また、女性、障

害のある人、高齢者などに対する差別や児童虐待、いじめ、外国人に対する偏見などの事象も見られ、市民の人権が必ずしも十分守られていない状況にあります。一方、市民の人権意識も高揚し、さまざまな人権学習の機会も増え人権擁護活動も行われています。

このため、本市では、こうした状況を背景に、世界の潮流や国内の動向に着目しながら人権尊重のまちづくりをめざすこととし、平成 10 年に策定した総合計画において「人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち」を第一の理念に掲げこれに基づき、人権尊重の理念を定着させることを目的に、世界人権宣言 50 周年にあたる平成 10 年（1998 年）12 月 10 日に「人権尊重都市宣言（サブタイトルー優しい心を育むまち松戸をめざして）」を行いました。

また、地域に人権文化を築くことをめざした「松戸市人権施策に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成 9 年（1997 年）2 月に策定し、共通事項、個別課題の設定及び施策の推進に向けた体制の確立など、今後の人権施策の方向を明らかにしました。平成 11 年（1999 年）11 月には具体的な施策の展開を図るために、人権施策のガイドラインとして「人権施策推進に係る指針」を策定しました。この指針は、平成 12 年度（2000 年度）を初年度とし、5 年ごとに見直しを行いながら全庁的に人権尊重の視点による事業（行動計画）の策定に取り組むものです。特に当面の課題として、女性、子ども、高齢者、障害のある人、被差別部落出身者、外国人、患者等のほか、さまざまな人権問題を個別課題として取り上げていますが、個々の課題についてはそれぞれの担当課において施策の推進に努めています。

（3）人権に関する市民意識の現状

人権に関する市民の意見や考え方を知り「指針（改定版）」に反映させるために令和 5 年（2023 年）に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。その結果、人権や人権問題について「誰にでも関わる問題」との印象を持っている人が 90.4%となっており、多くの人が身近に捉えていることがわかります。また、市民一人ひとりの人権尊重の意識は、10 年前に比べて「非常に高くなっている」（12.4%）、「やや高くなっている」（43.4%）となっており、半数以上の人々が人権尊重の意識は高まっていると答えています。一方「変わっていない」も 32.3%ありました。人権尊重の意識が低くなっていると答えた方は、理由として、「インターネットや SNS で誹謗中傷の書き込みをする人が増えたと思うから」76.9%、次いで「自分勝手に他人のことを考えない人が増えたと思うから」68.6%と

なっています。

（4）個別課題の現状と課題

松戸市では平成 9 年（1997 年）に「人権に関する基本方針」を策定し、人権施策として個別課題を中心とした行動計画の策定及び実施に向けて取り組んできました。また、令和 5 年（2023 年）に実施した「人権に関する市民意識調査」でさまざまな市民の考えや意見を知ることができました。

これまでの取り組みの結果と市民の意見を受け、今後も取り組むべき当面の課題としては以下のようなものがあります。

○性差別（男女）

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国は男女共同参画基本計画、松戸市でも男女共同参画プランを策定し、これまで男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。

しかし依然として、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、男女の役割に対する固定的な考えや、ジェンダーへの捉われが根強く残っています。また、性別の違いにより人権が尊重されていないと感じる行為は「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付けること」57.9%が最も高く、次いで「職場における差別待遇」56.2%、「レイプなどの性暴力」37.0%の順となりました。性別の違いによる人権を守るために必要なこととしては、「男女平等や性についての教育を充実する」が 57.5%と最も高く、さらなる教育・啓発が求められています。

働く人の人権の中でも、休暇が取りづらかったり、長時間労働の常態化によりワーク・ライフ・バランスが保てないこと、出産・育児・介護への配慮不足、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等、性別の違いによる人権侵害につながる問題を感じている人が多くいました。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる社会、自らの性のありようによって差別を被ったり生きにくさが増したりしないような社会です。

明らかな差別・偏見・性に起因する暴力は重大な人権侵害ですが、無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、傷ついたり生きにくい社会とならないよう、家庭や職場、地域社会における習慣や制度について、男女共同参画、ジェンダー平等の視点で一つひとつ見直し、あらゆる分野において、性別にかかわらず人権が尊重

され、誰もが生きやすい社会をめざしていきます。

○子ども

子どもに関しては、いじめや不登校、体罰・育児放棄等の児童虐待のほか、インターネットによる有害情報の氾濫や携帯電話の普及による出会い系サイトを介した児童買春など、子どもの健全な成長を害する様々な問題があります。

子どもを精神的・肉体的に深く傷つけ、人格形成に大きな影響を与えるいじめは、最近では陰湿化、粗暴化の傾向にあり、深刻な問題になっています。また、増加傾向が続く不登校についても、その原因はますます複雑化・多様化してきています。児童虐待についても、親の育児不安や社会からの孤立などにより増加しています。

このため、いじめや不登校については、児童生徒の変化を早期に発見し対応に努め、一人ひとりの悩みにきめ細かく対応する相談・指導体制の充実を図るとともに、家庭、学校、地域が連携した総合的な取り組みが求められてきました。

このような状況を受けて、いじめ問題への対策を社会総がかりで進めるために平成 25 年（2013 年）6 月に「いじめ防止対策推進法」が、10 月に「いじめ防止基本方針」が制定され、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。千葉県でも「千葉県いじめ防止対策推進条例」が平成 26 年（2014 年）4 月 1 日より施行となり、国、県、市町村、学校、地域、保護者、家庭等の関係者の連携の下、いじめ防止対策に取り組むことが定められました。本市においては平成 27 年（2015 年）教育委員会に「いじめ防止対策委員会」を市長部局に「いじめ調査委員会」をそれぞれ設置しました。令和 5 年 11 月には、市長部局にいじめ相談窓口を設置し、市全体でいじめ問題に取り組む体制を整えています。

また、児童虐待を防止するため、早期発見・早期対応を目的として、平成 18 年（2006 年）に「松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会」が設置され、関係機関との連携強化を図ることにより一定の成果を上げてきました。平成 28 年（2016 年）の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約に基づき、昭和 22 年（1947 年）の制定以来見直されていなかった児童福祉法の理念規定を改め、児童が権利の主体であること、子どもの最善の権利が優先されること等が明確化されました。同年本市においては更なる連携体制の強化を図るため、会議の名称を「松戸市児童虐待防止ネットワーク」とし、平成 29 年（2017 年）には児童福祉法に定める「子ども家庭総合支援拠点」を

設置し体制整備を行いました。今後は、地域全体で子どもの安全を守るよう、関係機関との連携強化と市民への啓発施策の推進が課題となっています。また、保健福祉サービス（健康診査、予防接種等）を受けていないことに伴い、健康に暮らす権利が侵害されるため、今後、養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援の連携体制についての取り組みが特に求められているところです。

デジタル化の進展に伴う子どもを取り巻く有害な環境については、これを浄化するとともに、様々な問題に主体的に対応できる資質と意欲を有し、活力に満ちた子どもの育成を図る施策の推進が課題です。

なお、わが国においては、平成 6 年（1994 年）4 月に「児童の権利に関する条約」が批准され、すべての子どもの基本的人権の尊重が求められていますが、十分周知されていない状況にあります。家庭や地域、学校、行政などの様々な場において、子どもの参加の権利が尊重され、子どもの意見を表明する機会が確保されるよう、子どもの人権に関する啓発施策の強化も求められています。

○高齢者

高齢者に関しては、平成 18 年（2006 年）に介護保険法が改正され、「高齢者の尊厳の保持」「有する能力に応じ自立した日常生活」をめざした介護という理念が明記されました。また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が同じ年に施行され、関係機関の責務や役割を明確にすることにより、高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援等に関する施策の推進が図られることになりました。

これらの法制度の整備に基づき、地域包括支援センターが中心となって介護を必要とする高齢者の権利擁護に係る支援活動を行っていますが、虐待を行った養護者の支援も視野に入れたサポートシステムの構築の必要性が高まっています。また、高齢化の進展に伴い認知症高齢者が増加していることから、認知症になっても尊厳が守られ、地域で生活ができるよう、認知症の正しい理解を図る啓発施策や見守りなどの支援施策が必要となっています。

一方、地域や社会で自己実現をめざして活動する高齢者も多数おり、そのニーズに対応することも求められています。高齢者が、その経験や能力を生かして就労や地域活動などに参加できるよう、社会参加の機会を保障するシステムの構築が課題となっています。

全ての高齢者の人権が尊重され、いきいきとし

た生活が送れるようなまちづくりを進めるため、「松戸市高齢者保健福祉計画」及び「松戸市介護保険事業計画」に基づき高齢者の自立支援のための施策を推進していますが、高齢者の多様なライフスタイルにどのように対応していくかが課題となっています。

○障害のある人

平成5年(1993年)に改正された「障害者基本法」において、これまでの「身体障害」「知的障害」に、新たに「精神障害」が加えられ、3障害とされることになりました。平成7年(1995年)には「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」が策定され、障害のある人の生活全般にわたる施策が総合的に行われてきました。

また、平成18年(2006年)には「障害者自立支援法」が、平成25年(2013年)には、その改正法となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されております。

この法律は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの基本的理念のもと、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現、障害のある方に対する誤解や偏見の解消、障害のある方の自立と社会参加推進をめざすものとなっております。

本市では、この法律の趣旨に基づいた「松戸市障害者計画」を策定し、障害のある方が地域で共に生活できるよう、個別の支援を実施するとともに、社会生活における物理的・心理的な障壁をなくすバリアフリーの取り組みを進めているところです。

また、平成28年(2016年)4月に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるようになりました。今後は、障害がある人が不利益を被ることのないよう、人権の尊重や権利擁護の取り組みを推進してまいります。

○被差別部落出身者

同和地区出身者(被差別部落出身者)に対する国民の差別意識は、これまでの同和教育及び啓発活動の推進等によって着実に解消に向ってはいます。しかし、地域により程度の差はあるものの同和地区出身者に対する差別言動や結婚問題などは依然として存在しています。これらの問題解決のため平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

「市民意識調査」の結果をみると、回答者の約半

数が同和地区出身者に関して「人権問題はある」と回答しています。また、同和地区出身者との結婚について否定的な考えを持つ方が2割、「職場や近所などで親しい人が同和地区出身者であるとうかつた場合、これまでと同じように親しく付き合っていく」との考えを持つ方が約8割弱に留まるなど、差別意識はまだ残っていると考えます。

このため、同和問題の早期解決をめざして、同和地区出身者に対する差別意識を解消するための啓発・教育を推進することや人権擁護のための相談を充実することが課題です。

○外国人

日本に滞在あるいは定住する外国人の急増は本市においても例外ではなく、言葉や文化、生活習慣の違いなどから生じるトラブル、外国人であることや国籍が違うことを理由としたさまざまな差別が見られます。

また、過去の歴史的経緯によって日本に在住し、特別永住資格を持つ在日韓国・朝鮮人等に対する嫌がらせや差別などの問題もあります。国においてはこれらの問題解決のため平成28年(2016年)6月「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」)が施行されました。

「市民意識調査」の結果をみると、「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい」と考えている方が多くなっていました。また、外国人の人権を守るために必要なことは何かという設問に対しては、「外国人児童生徒に教育を受ける機会を確保する」「外国人の文化や伝統を尊重し、協調する態度を育むなど、国際理解教育を進める」「外国人のための各種相談機能を充実する」「外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める」との回答が多くなっております。

このような現状から、外国人の人権が尊重され、国籍を問わず全ての人が安心して生活できるよう、多文化共生の社会づくりのための施策を推進することが課題です。

○患者等

これまで、エイズ患者(HIV感染者)、ハンセン病患者(元患者)、難病や慢性的な病気の患者に関しては、病気に対する正しい知識の不足や誤解等により、さまざまな場面で偏見や差別意識が生み出されてきました。

感染症を取巻く状況は、医学や医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活性化等により著しく変化しており、市民一人ひとりに感染症と感染防止に関する正しい知識や情報を迅速に提供し、

健康危機管理と人権尊重の両立を基本とした対策を推進することが課題となっています。

また、患者やその家族と医師や看護師等の医療従事者との関係も、患者等の人権を尊重するという観点から大きく変化しています。

これまでは、医療従事者の方が疾病について豊富な知識と経験を持っているため、医療従事者が患者を管理して治療や看護を行うという「上下の関係」でしたが、現在は、医療従事者は患者の疾病についての情報提供者であり、患者はその情報を元に自分の治療方法を決定し、その決定に基づいて医療従事者と患者が「より良きパートナーとして協力しながら治療を行う」という「対等な関係」に変化してきました。

こうした新しい関係を築くためには、患者等と医療関係者の信頼関係が不可欠です。そのため患者等の人権やプライバシーに配慮した患者中心の医療を推進する体制と、患者等が病気や治療方法、医療過誤等について安心して相談できる体制を充実させることが課題となっています。

○性的マイノリティ

性のあり方には、生物学的な性（からだの性）、自分の性をどのように認識しているかという性自認（ジェンダーアイデンティティ）、どのような性を好きになるかという性的指向、服装や行動などの性表現などの要素があります。

性のあり方が多様であることについては、認知が進んできているものの、いまだ十分とは言えません。性別は男性と女性だけ、恋愛対象は異性とする固定観念が社会に残る中、周囲の人の無理解や偏見・差別的言動から、日々の生活の中で様々な困難を抱えていたり、生きづらさを感じている性的マイノリティ当事者の方がいます。

令和2年6月には、「労働施策総合推進法」の改正において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワー・ハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。

本市においては、令和2年11月に「松戸市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。多様なパートナーシップ、家族のあり方に対する社会的理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざしていきます。

市民意識調査の結果を見ると、性的マイノリティの人権を守るために必要なこととして、「学校における教育の充実」（53.4%）が最も多くなっています。

このようなことから、性的マイノリティについて理解を深めるための教育、啓発活動に努め、性のありように関係なく、誰もが自分らしく生きる

ことができるよう取り組みを進めていきます。

○インターネットによる人権侵害

パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、インターネットを利用した情報収集や発信、様々な人との交流が活発に行われるようになりました。

小・中学生などの子どものインターネット利用も年々増加しており、本市においても児童生徒一人一台の学習用タブレットPCを整備するなど、ICT機器の活用が日常的になってきています。

インターネットにより利便性が向上する一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、SNS等を利用した個人情報の漏えい、誹謗中傷やデマ、差別を助長する書き込みなどが多く見られます。インターネットの知識やリスクに対する意識が十分でないことから、意図せず犯罪を引き起こし加害者となる可能性もあります。

市民意識調査では、インターネット上の人権を守るために必要なこととして、「不当・違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」（61.7%）と「プロバイダ（インターネット接続業者）等に対し、人権を侵害する情報の削除を求めることができる簡易な制度を整備する」（61.6%）が高い割合となっています。

インターネットやSNSの情報は、発信者の意図に関わらず、あらゆるところに急速に拡散してしまう恐れがあるほか、サイト管理者を特定できず削除依頼ができない場合があるなど、一度公開された情報を完全に消去することは非常に困難です。このような状況を踏まえ、インターネットを利用する上での正しい知識を習得し、安全に利用するための教育と個人の名誉やプライバシー等に関する啓発活動へ取り組むことが必要です。

○さまざまな人権の問題

これまで取り上げてきた分野別の人権問題のほかにも、次のような人権問題があります。

・アイヌの人々

アイヌの人々は、主に北海道に居住し、独自の文化とアイデンティティを有する先住民族ですが、明治維新以降、国は北海道開拓の過程でアイヌ民族の言語や生活習慣を事実上禁じ、和風化を強制する同化政策をとりました。また、学校ではアイヌ語をはじめ独自の文化は否定され、日本語や和風風の生活の仕方を覚えさせられました。

こうして、明治以降の約100年にわたる国の政策により、アイヌの人々の固有の文化は否定され続けてきました。そして、アイヌ民族に関する正しい理解や認識が不足していることによる、いわ

れない差別や偏見が根深く残っています。

これらの問題解決のため令和元年（2019 年）5 月「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌの人々の人権を尊重する観点から、アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深めるための教育・啓発施策の推進が課題となっています。

・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は、まだまだ根深いものがあり、就職、結婚等に際しての差別問題のほか、悪意のある噂の流布などの人権侵害が起きており、刑を終えて出所した人が社会復帰をめざす上での妨げとなっています。

このため、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくすための教育・啓発施策を推進するとともに、刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑に社会復帰、社会参加ができるよう、社会的自立を支援するための施策の推進が課題となっています。

・犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、生命・身体、財産という直接的な被害だけでなく、事件をめぐる捜査や裁判に伴う精神的な負担、あるいは周囲の無責任な噂話やマスメディアによる行き過ぎた取材など、二次的な被害に苦しむ場合があります。

犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、その平穏な生活が確保され、精神的な立ち直りと社会的自立に対して地域全体で支え合うことのできる社会の実現が求められています。

このため、プライバシーの保護など、犯罪被害者等が置かれている立場に対する理解を深める教育・啓発施策の推進とともに、行政・司法・民間の支援団体等の協力・連携のもとに、犯罪被害者等が地域で安心して暮らしていくための環境を整備し社会的自立を支援する施策の推進が課題です。

・ホームレス

道路、公園、河川敷等で野宿生活をする、いわゆるホームレスの人は減少傾向にあります。しかし、経済的要因や人間関係の喪失などの要因が複合的に絡み合っただけでホームレスになると、自立の意欲はあってもなかなか元の生活に戻れない現実があります。

また一部では、ホームレスの社会性の欠如や住民のホームレスに対する否定的な先入観によるあつれきも生じています。

このため、ホームレスの人の自立を支援する施

策の推進と、誤った先入観、認識を解消するための啓発施策の推進が課題です。

・災害発生時における人権問題

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災において避難生活を余儀なくされている人々に対し、長期化によるトラブルや放射線被曝についての風評等による差別が発生しました。他にも、日本各地で地震や風水害などの災害が発生する中、さまざまな事情をもつ被災者への支援や配慮のあり方など、災害に伴う人権問題が浮き彫りになっています。

災害時は強い不安やストレスから、人権意識が薄れてしまうことがあります。避難所運営において、災害時要配慮者や女性、性的マイノリティなどに対する人権侵害が起きたり、配慮の不足や支援が行き届かないことが懸念されます。

このような時こそ、誤った情報に惑わされず冷静に正しい行動をとること、そして、一人ひとりが相手の立場で考え思いやる必要があります。

なお、人権問題は、社会環境や情勢の変化に伴って多様化、複雑化しており、これまで見過ごされていたことが新たに人権問題としてとらえられるようになった場合についても、それぞれの人権問題の状況に応じた取り組みが求められることになります。

2 人権施策推進の経緯

年 月	松戸市の主な人権施策
昭和 60 年5月	同和教育・社会啓発の方向を定めた「松戸市同和问题に対する基本指針」を策定し、行政組織内に「松戸市同和问题啓発推進委員会」を設置
平成9年2月	「松戸市人権施策に関する基本方針」（共通事項、個別課題、施策の推進に向けて）を策定
平成9年4月	基本方針に基づき、市民部市民相談室と教育委員会教育総務部企画調整室に人権担当を配置し、人権施策の総合調整事務を開始
平成9年7月	野田市及び酒々井町と共同で「人権問題に関する住民意識調査」を実施
平成9年 11 月	「広報まつど」に人権特集記事（このまちに人権文化を築くために）の掲載を開始（毎月1回）
平成 10 年2月	行政組織内に「松戸市人権施策推進本部」（本部長：市長）、推進本部の下部組織として「人権施策推進幹事会」「人権施策推進専門部会」を設置（同和问题啓発推進委員会を廃止）
平成 10 年4月	「松戸市総合計画」策定（基本理念に人権尊重がうたわれる）
平成 10 年9月	市職員向け啓発紙「月刊ヒューマンライツまつど」を創刊
平成 10 年 12 月	世界人権デー（12 月 10 日）に人権尊重都市宣言
平成 10 年 12 月	松戸駅自由通路に人権情報コーナーを設置
平成 11 年 11 月	「人権施策推進に係る指針」の策定
平成 13 年4月	「人権施策推進に係る指針」進行管理方針の策定
平成 13 年5月	「人権施策推進専門部会」に下部組織として「評価委員会」を設置
平成 13 年 10 月	「人権施策進捗状況調査」の実施（毎年実施）
平成 14 年 10 月	市職員向け啓発紙「月刊ヒューマンライツまつど」50 号より年2回全職員に配布
平成 15 年8月	「人権問題に関する市民意識調査」を実施
平成 16 年 10 月	「人権問題に関する職員アンケート調査」を実施
平成 17 年2月	「人権施策推進に係る指針」（第1次改定版）を策定
平成 20 年8月	「人権問題に関する市民意識調査」を実施
平成 21 年 10 月	「人権問題に関する職員アンケート調査」を実施
平成 22 年2月	「人権施策推進に係る指針」（第2次改定版）を策定
平成 25 年8月	「人権問題に関する市民意識調査」を実施
平成 27 年2月	「人権施策推進に係る指針」（第3次改定版）を策定
平成 30 年9月	「人権に関する市民意識調査」を実施
平成 30 年 12 月	松戸市人権尊重都市宣言 20 周年事業を実施
令和2年1月	「人権施策推進に係る指針」（第4次改定版）を策定
令和 5 年 9 月	「人権に関する市民意識調査」を実施
令和 7 年 2 月	「人権施策推進に係る指針」（第 5 次改定版）を策定

3 指針の基本的な考え方

(1) 指針の位置づけ

本市における人権施策の計画体系としては、SDGs（持続可能な開発目標）を推進する社会～人と環境にやさしいまちづくり～を基本目標として掲げた「総合計画」を最上位計画とし、人権施策に関する根幹を定めた基本方針が次に位置します。そして、指針は基本方針に沿って総合的、体系的に人権施策のめざす方向を明らかにし、人権尊重の視点に基づいた事業展開を進めるための基本的な姿勢を示すものです。

(2) 指針の性格

ア) 松戸市における今後の人権施策に対する基本的な考え方を示し、総合的かつ効果的な人権施策を推進するためのものです。

イ) 多様な人権問題に対応するため、個別分野の枠組みを超えた総合的な人権施策を図るためのものです。

ウ) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に対応するものです。

エ) 地域への人権文化の定着と市民の人権擁護のために、市民活動団体・企業などに参画と協力を求めていくものです。

オ) より一層、人権を尊重した施策の展開が実現できるよう市の職員に人権感覚を身につけるよう求めていくものです。

(3) 指針の設定

3項目の基本方針に対し、それぞれの指針を設定します。

ア) 人権を尊重した行政の推進

指針：人権尊重の市役所をつくります

イ) 人権啓発・教育の推進

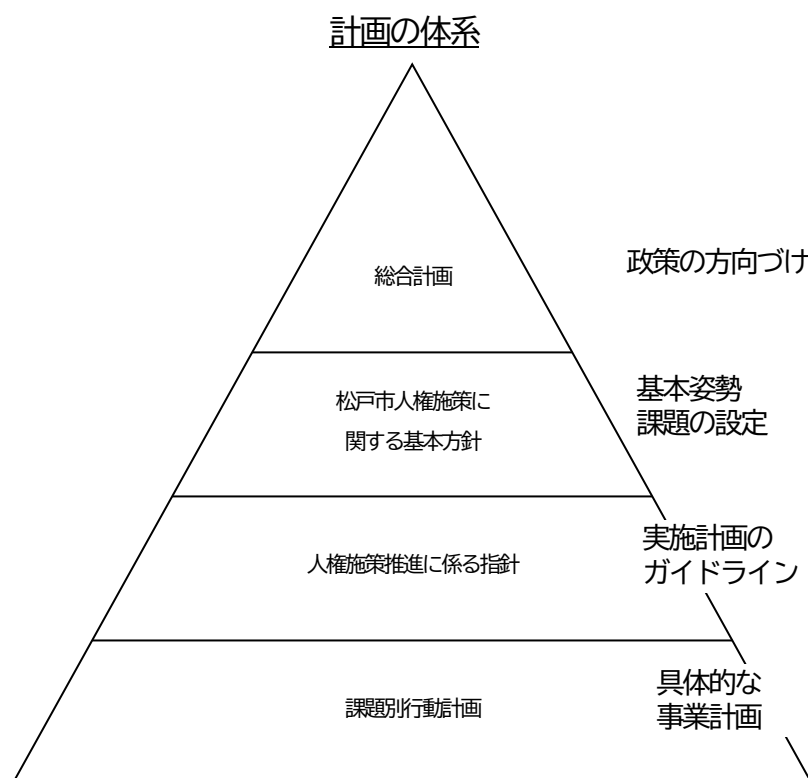
指針：市民の人権意識を高めます

ウ) 相談・支援体制の整備

指針：人権侵害被害者を救護支援する仕組みをつくります

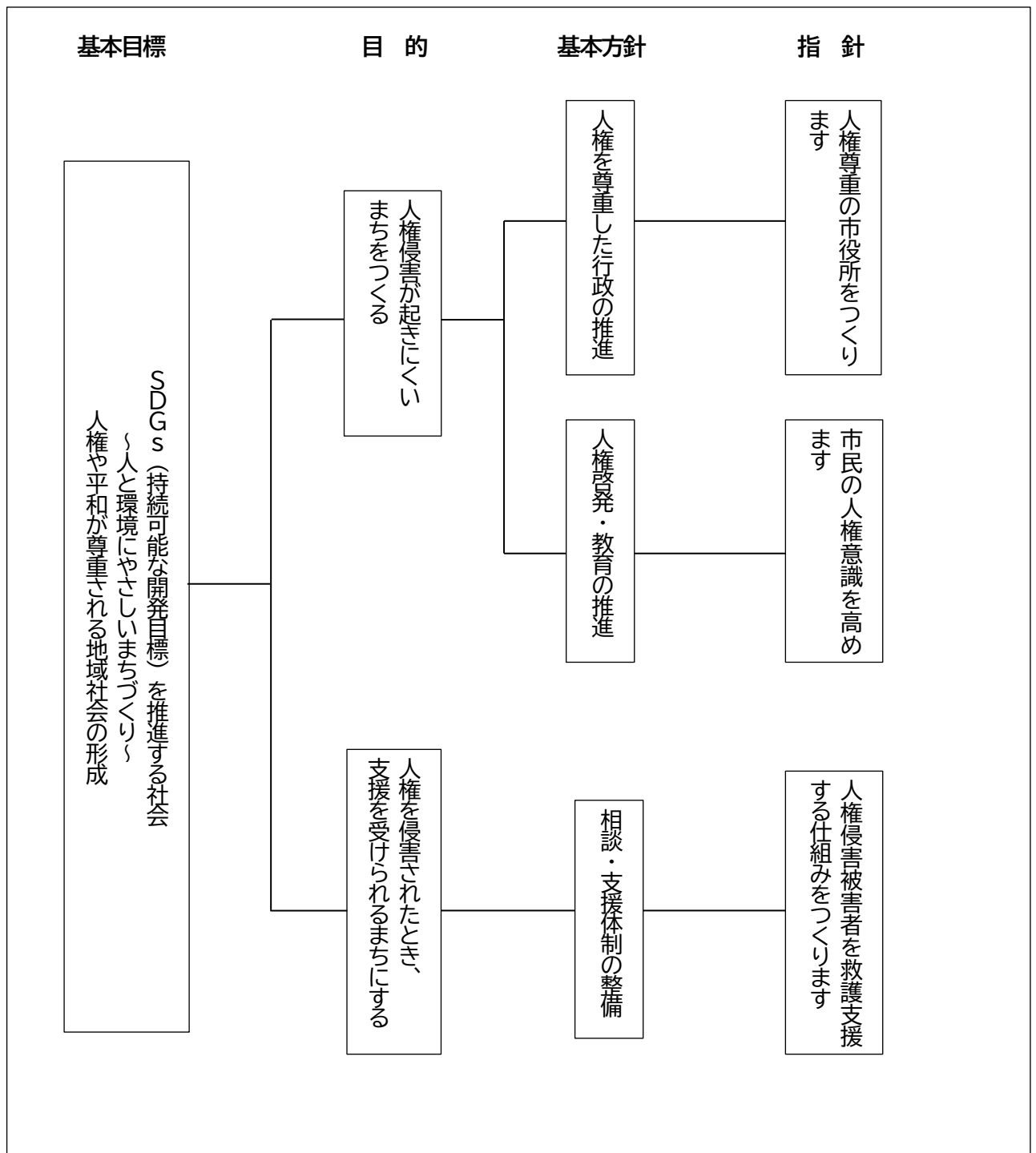
(4) 指針の進め方

人権施策は継続して推進していくべきものですが、5年を目安に見直しを行いながら進めていきます。なお、見直すべき事項が生じた場合は期間内でも見直しを行うものとします。



II 人権施策の体系

1 全体の体系



体系図の考え方

人権施策の体系は、総合計画に掲げる基本目標の実現に向けて、上位の目的、基本方針、指針までの取り組みの道筋が、相互に密接な関連をもった構造になっています。

ここに掲げる目的は、理念を実現するための意図を示したものであり、「人権侵害が起きにくいまちをつくる」は人権侵害が起きないように予防的な対応を意味し、「人権を侵害されたとき、支援を受けられるまちにする」は人権侵害が発生してしまった場合における事後的な対応を意味するものとして構成しました。

そして、この目的のもとに本市の基本方針を位置づけし、その下位に当該基本方針を実施するうえでの指針を掲げました。

なお、この体系図には掲げていませんが、この指針を達成するため、個別の手段や計画を立て、基本理念の実現に向けた事業を行っていくことになります。

2 個別分野の施策

基本方針に掲げた「性差別（男女）の問題」「子どもの問題」「高齢者の問題」「障害のある人の問題」「被差別部落出身者の問題」「外国人の問題」「患者等の問題」「性的マイノリティの問題」「インターネットによる人権侵害」及び「さまざまな人権問題」という10項目の個別課題に加え、各問題に共通の領域を設けて、全体の体系で示した3つの区分に応じて施策を展開します。

なお、今後新たな人権問題が発生した際は、さらにこれらを追加して取り組むこととします。

III 指針に基づく施策の進行管理

1 庁内の推進体制の機能充実

総合的な見地から施策を推進するために、人権施策推進本部（人権施策推進専門部会及び人権施策推進員含む）体制の充実をめざし、各所属に置かれている人権施策推進のリーダー的な職員である「人権施策推進員」の機能の強化を図ります。

2 人権研修等の充実

人権意識向上を図るため、人権施策推進本部（人権施策推進専門部会及び人権施策推進員含む）における人権研修を充実します。また、職務遂行に必要な人権に関する情報の共有化を促進するため、職員に対する情報提供システムを充実させるとともに、新たな職員研修プログラムを作成し総合的な人権研修を推進します。

3 重点施策

これまでの取り組みを踏まえて、今後の人

権施策を効果的、総合的に推進するため、特に組織内で重点的に取り組む必要があるものを「重点施策」とします。

(1) 人権を尊重した行政の推進

ア) 職員研修プログラムの充実

(2) 人権啓発・教育の推進

ア) 人権啓発・教育プログラムの充実

イ) 学校等における人権教育の実施

(3) 相談・支援体制の整備

ア) 人権侵害事件の把握と救護体制の構築

イ) 相談窓口ネットワークシステムの充実

ウ) 相談員研修プログラムの充実

4 進行管理体制

進行管理プログラムに基づいて、総合的、計画的に人権施策の展開を図るため、人権施策推進本部を中心に進行管理体制を運営する。

(1) 各組織の位置づけ

ア) 人権施策推進本部【総合的な意思決定組織】

全市的に人権施策の進行管理を行う意思決定機関。下部組織として、人権施策推進専門部会を置く。

イ) 人権施策推進専門部会【人権施策の進捗状況を評価するための実務的な組織】

進行管理方針に基づいた人権施策の進捗状況の評価及び見直しを行う（人権施策進捗状況評価委員会）とともに、事業の円滑な進行に必要な部局間調整を行う実務的組織。

(2) 体制の充実

ア) 人権施策推進本部員、人権施策推進専門部会員、人権施策推進員を対象に、定期的な

人権研修を行うためのプログラムを充実する。

イ) 横断的かつ全庁的な人権施策等は「人権施策推進員」を中心に取り組み、実施を図る。

5 進行管理

(1) 進行管理方針

人権施策推進本部は、指針に基づいた人権施策の進行管理を行うため、次の視点に留意して方針を作成する。

ア) 人権尊重の精神に基づいた行政運営(事業計画の策定や実施)が行われているかどうか。

・人権を尊重する職員意識が醸成され、その結果すべての分野で人権が尊重されているか。

イ) 市民と行政のパートナーシップ(市民との協働関係)が構築されているかどうか。

・人権問題について地域で活動している様々な市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁組織)や企業と行政との多様な協働関係が構築されているか。

ウ) 効果的な進行管理体制が構築されているか。

・人権施策の計画立案、実施及び結果の評価を適切に行うための組織が整備されるとともに、社会環境の変化に対応できる進行管理体制が構築されているか。

(2) 進行管理の形態

ア) 進行管理の実施主体

進行管理の実施主体は人権施策推進本部とし、具体的な進捗評価や進行管理方針の見直しは人権施策推進専門部会(人権施策進捗状況評価委員会)が行う。

イ) 行動計画策定及び実施の主体

行動計画の策定及び実施は主に各個別事業の担当部局で行うが、横断的かつ全庁的な問題は人権施策推進員を中心に取り組み、実施を図る。

ウ) 進行管理期間

指針に基づく進行管理の期間は、令和7年度から令和11年度までとする。

エ) 進行管理の方法

令和7年度以降、令和11年度まで、当該年度の前年度に、次年度進行管理方針を策定し、それに基づき当該年度末に、人権施策の評価を行う。

オ) 進行管理方針の見直し

市民ニーズの動向などの社会環境の変化や行政サービス供給体制の整備に対応して、毎年度進行管理方針の見直しを行う。

カ) 次期指針の策定

最終年度(令和11年度)には次期指針を策定する。

6 進行管理プログラム

(1) 人権施策進捗状況調査

ア) 実施時期

人権施策進捗状況調査は、前年度実績と当年度計画について毎年度行うものとし、実施時期については、人権施策推進専門部会(人権施策進捗状況評価委員会)において定めるものとする。

イ) 実施方法

人権施策推進専門部会(人権施策進捗状況評価委員会)で実施方法を決定した後、人権施策推進員を対象に説明会を開催する。

ウ) 調査内容

事業(行動計画)名、事業対象、評価指標、実施状況、事業の成果、今後の予定(見直し内容を含む)など

(2) 進捗状況の評価と進行管理方針の見直し

ア) 統一的・客観的な評価

あらかじめチェックシート等を作成し、できるだけ統一的、客観的な評価を行う。

イ) ヒアリングによる評価の補強

チェックシート等で把握できないもの、より詳しく内容を知る必要のあるものは、個別にヒアリングを実施して状況を把握する。

ウ) 人権施策推進専門部会による評価と見直し

人権施策推進専門部会内に実務担当者で構成する人権施策進捗状況評価委員会を設置して総合的な評価作業を行い、それに基づき人権施策推進専門部会で検討した後、「進捗評価報告及び進行管理方針の見直し案」として推進本部に報告する。

エ) 人権施策推進本部による決定と組織への周知

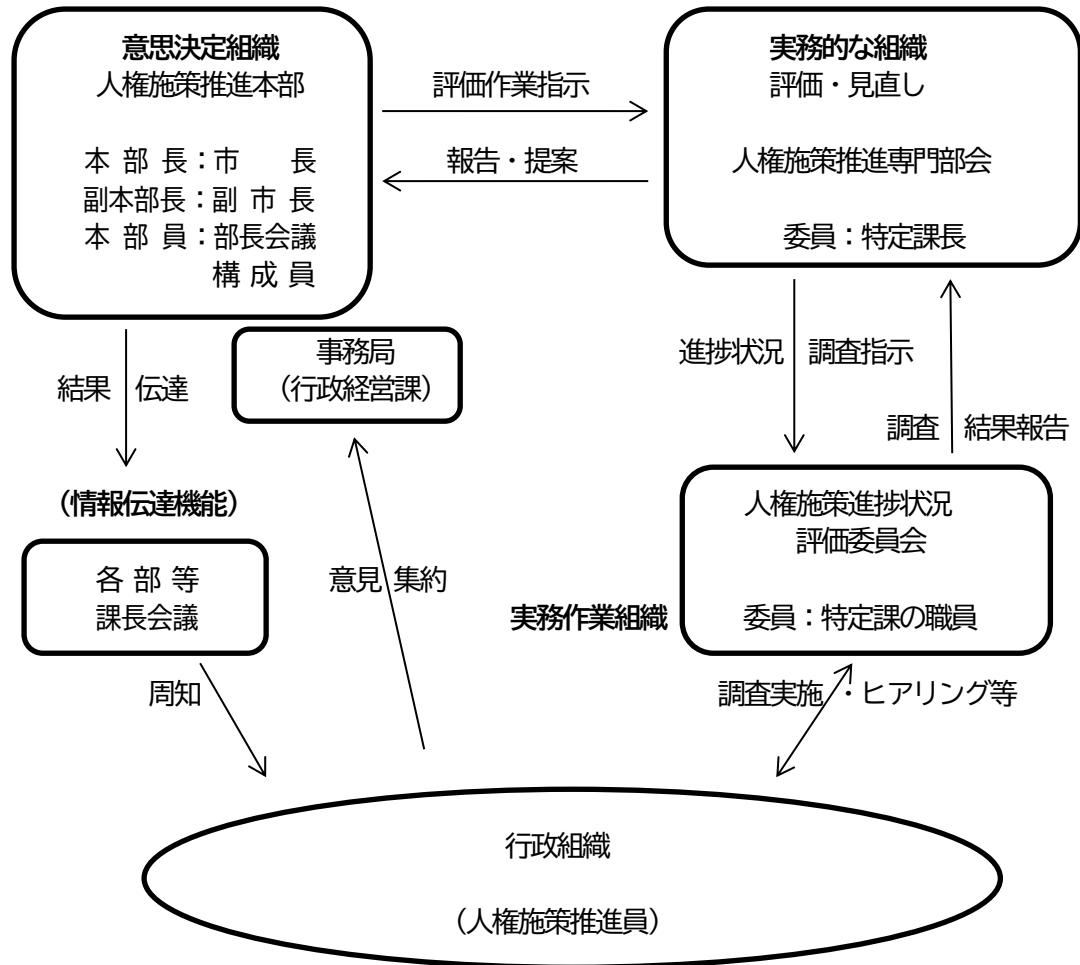
人権施策推進本部で審議した後、進行管理方針の見直しを決定する。各部等の課長会議を通じて組織内に周知し、各部各課は見直し作業に着手する。

(3) 実施計画期間中のスケジュール

ア) 令和7年度から令和11年度まで、繰り返し継続的に(1)・(2)の方法で進行管理を行う。

イ) 令和11年度には、さらに次期指針策定に向けた見直しを行う。

進行管理体制(図)



IV 人権施策の具体的な取り組み（個別分野の施策）

松戸市における人権施策を総合的、効果的に推進するために、「人権施策推進に係る指針」に基づき、平成12年度から各個別分野ごとに具体的な行動計画を策定し、人権尊重の視点に立った行政運営を進めてきました。

行動計画は、各課が事務分掌により実施している業務のうち、人権に配慮を要する業務又は人権施策推進のために特に実施する業務とします。

令和7年度以降、さらに行動計画の充実を図り、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

1 各問題領域に共通の項目

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○推進体制を整備します。 ○「指針」の進行管理を行います。 ○個別課題別行動計画の策定を行います。 ○市民意見を反映する体制を構築します。 ○職員研修を充実します。 ○人権尊重の視点に立った業務・接遇マニュアルを作成します。 ○情報収集・提供体制を充実します。
人権啓発・教育の推進	○人権学習を充実します。 ○人権教育を充実します。 ○啓発情報・PRを充実します。
相談・支援体制の整備	○相談窓口を充実します。 ○相談関係機関との連携を強化します。 ○人にやさしい安全な建築物の推進・支援をめざします。 ○被害者救済制度を整備します。 ○被害防止体制を整備します。 ○市民の人権擁護活動を支援します。

2 性差別（男女）の問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○松戸市男女共同参画プランに人権の尊重を明記し、計画の推進を図るとともに、市民参加による進行管理を実施します。 ○職員自らがジェンダー（社会的・文化的につくられた性差）に敏感な視点を持ち、各施策に反映させます。 ○あらゆる分野における男女共同参画の推進を図るために、政策・方針決定過程において性別が偏らない組織をめざします。
人権啓発・教育の推進	○ジェンダー平等意識の醸成、固定的性別役割分担意識の解消等につながる啓発を実施します。 ○社会教育、学校教育等における男女平等教育を実践推進します。 ○雇用の場における性差別を解消するために企業に対する情報提供を進めます。
相談・支援体制の整備	○セクシャルハラスメント、DV（パートナーなどによる暴力）、人間関係の悩みなど、様々な相談に対応できる体制を整備します。 ○孤立や困難を抱えた女性がつながりを持てるよう居場所事業を実施します。 ○人権侵害被害者に対するケアや自立の支援を行います。 ○関係機関や市民の人権擁護活動との連携を図ります。

3 子どもの問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○松戸市子ども総合計画等の施策を実施し、推進を図ります。 ○児童の権利に関する条約や子どもの権利保障について職員の認識を深めます。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等における子どもの人権学習を実践します。
相談・支援体制の整備	○虐待やいじめ、性的搾取など子どもの人権を侵害する環境を改善するため、相談体制を整備します。 ○人権侵害被害者に対するケアや自立の支援を行います。 ○関係機関や市民の人権擁護活動との連携を図ります。

4 高齢者の問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○松戸市高齢者保健福祉計画の推進を図るとともに、市民参加による進行管理を実施します。 ○各問題の現状やその人権について職員の認識を深めます。 ○各問題の人権擁護のため、関係職員に対する研修を充実・強化します。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等における高齢者の人権問題学習を実践します。
相談・支援体制の整備	○高齢者の虐待に対する相談体制を整備・充実します。 ○地域活動に高齢者の経験や能力が生かせるような社会環境をつくるため、市民や企業の活動を支援します。 ○高齢者がいきいきと生活できる環境づくりをめざします。 ○人権侵害被害者に対するケアや自立の支援を行います。 ○関係機関や市民の人権擁護活動との連携を図ります。

5 障害のある人の問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○松戸市障害者計画等の推進を図るとともに、市民参加による進行管理を実施します。 ○障害のある人の現状やその人権について職員の認識を深めます。 ○障害のある人の人権擁護のため、関係職員に対する研修を充実・強化します。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等における障害のある人の人権問題学習を実践します。
相談・支援体制の整備	○障害のある人の人権にかかわる相談体制を整備・充実します。 ○障害のある人の社会参加が促進され、地域において安心した生活が保障される社会環境づくりや、障害のある人への人権侵害を防止するための市民・企業活動を支援します。 ○人権侵害被害者に対するケアや自立の支援を行います。 ○関係機関や市民の人権擁護活動との連携を図ります。

6 被差別部落出身者の問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○効果的な同和教育・啓発を推進する体制を整備します。 ○部落差別の現状やその出身者の人権について職員の認識を深めます。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等における同和教育を実践します。
相談・支援体制の整備	○被差別部落出身者の人権にかかわる相談体制を整備・充実します。 ○被差別部落出身者への人権侵害を防止する社会環境づくりのための市民・企業等の活動を支援します。 ○部落差別による人権侵害に適切な対応を図るため、関係機関との連携を強化します。 ○人権侵害被害者に対するケアや自立の支援を行います。 ○関係機関や市民との人権擁護活動との連携を図ります。

7 外国人の問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○総合的な国際化施策の推進体制を構築することにより、外国人の人権施策を整備します。 ○外国人の現状やその人権について 職員の認識を深めます。 ○職員に対する研修を充実・強化します。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等における多文化共生の学習を実践します。
相談・支援体制の整備	○外国人の人権にかかわる相談体制を整備・充実します。 ○外国人に対して日本の文化や地域の生活習慣等の理解を促す支援を行います。 ○多文化共生の社会づくりのための基盤整備や、外国人との交流を図ります。 ○外国人への偏見に基づく人権侵害を防止するための社会環境づくりをめざします。 ○人権侵害被害者に対するケアや自立の支援を行います。 ○関係機関や市民の人権活動との連携を図ります。

8 患者等の問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○エイズ（H I V）、ハンセン病、新型コロナウイルス等の感染症やその患者等の人権について職員の認識を深めます。 ○患者等の人権擁護のため、関係職員に対する研修を充実・強化します。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等におけるエイズ（H I V）、ハンセン病、新型コロナウイルス等の感染症の問題学習を実践します。 ○患者等の人権を学習する医療従事者の育成に向けた教育を実践します。
相談・支援体制の整備	○患者等の人権にかかわる相談体制を整備・充実します。 ○エイズ（H I V）、ハンセン病、新型コロナウイルス等感染症患者在が地域や職場で安心して治療を受けられる社会環境づくりや感染症患者等への人権侵害を防止する社会環境づくりのための市民・企業活動を支援します。 ○人権侵害被害者に対するケアや自立の支援を行います。 ○関係機関や市民の人権擁護活動との連携を図ります。

9 性的マイノリティの問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○性のありように関係なく誰もが地域で安心して暮らせる環境を整備します。 ○職員に対する研修を充実・強化します。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等における性的マイノリティに関する人権問題学習を実践します。
相談・支援体制の整備	○性的マイノリティの人権にかかわる相談体制を整備・充実します。 ○人権侵害被害者に対するケアや支援を行います。 ○関係機関や市民の人権擁護活動との連携を図ります。

10 インターネットによる人権侵害の問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○現状やその人権について職員の認識を深めます。 ○職員に対する研修を充実・強化します。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等におけるインターネットによる人権侵害に関する人権問題学習を実践します。
相談・支援体制の整備	○インターネットによる人権侵害にかかわる相談体制を整備・充実します。 ○関係機関や市民の人権擁護活動との連携を図ります。

11 さまざまな人権の問題領域

基本方針	基本手段
人権を尊重した行政の推進	○各問題の現状やその人権について職員の認識を深めます。 ○各問題の人権擁護のため、関係職員に対する研修を充実・強化します。
人権啓発・教育の推進	○社会教育、学校教育等における「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「ホームレス」「災害発生時における人権問題」等に関する人権問題学習を実践します。
相談・支援体制の整備	○「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「ホームレス」「災害発生時における人権問題」等の人権にかかわる相談体制を整備・充実します。 ○人権侵害被害者に対するケアや自立の支援を行います。 ○関係機関や市民の人権擁護活動との連携を図ります。

平成 11 年 11 月 22 日策定
 平成 17 年 2 月 7 日一部改定
 平成 22 年 2 月 1 日一部改定
 平成 27 年 2 月 2 日一部改定
 令和 2 年 1 月 20 日一部改定
 令和 7 年 2 月 3 日一部改定

1 調査概要

1 調査目的

人権問題に関する市民の意識についての現状を把握し、人権が尊重される社会の実現をめざした施策を推進するための基礎資料とする。

2 調査方法

- (1) 調査対象 松戸市民の18歳以上の方、3,000人を無作為に抽出
- (2) 配付数 3,000
- (3) 調査方法 郵送法・オンライン調査法の併用（郵送配付－郵送・オンライン回収）
- (4) 調査期間 令和5年9月5日～9月28日

3 調査項目

全38問（枝問を含む）

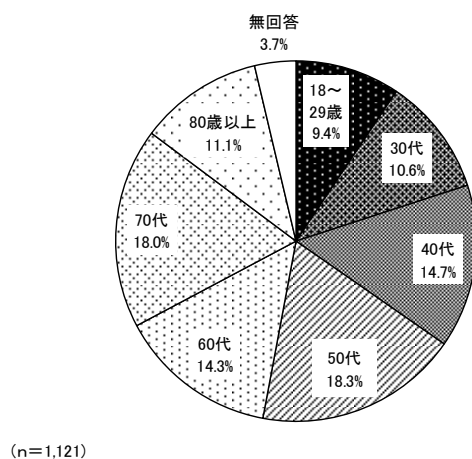
- 人権全般に対する意識（問1～7）
- 人権問題に対する課題や施策について（問8～36）
- 人権に関する取り組みについて（問37～38）

4 回収結果

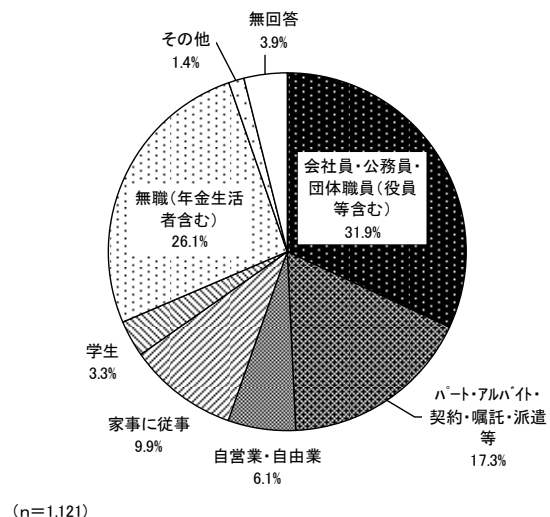
- (1) 配付数 3,000
- (2) 有効回収数 1,121
- (3) 有効回収率 37.4%

5 回答者の属性

【年齢】



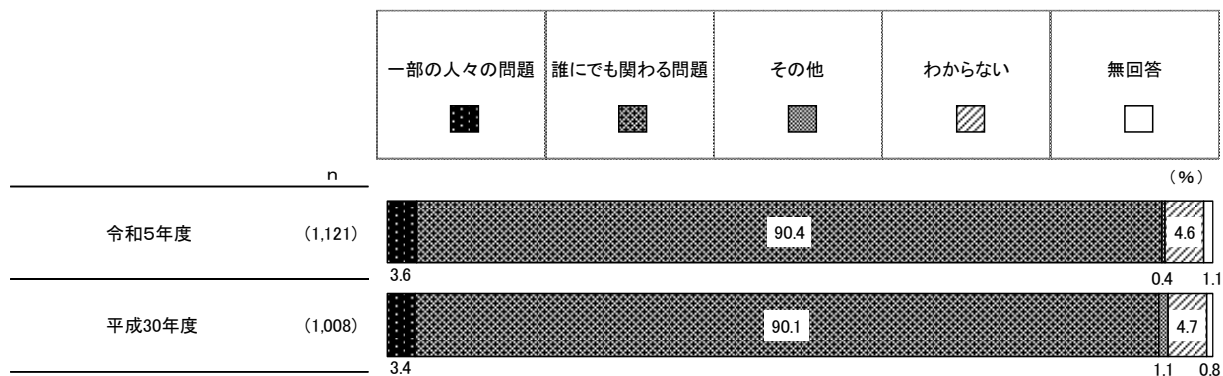
【職業】



2 結果抜粋

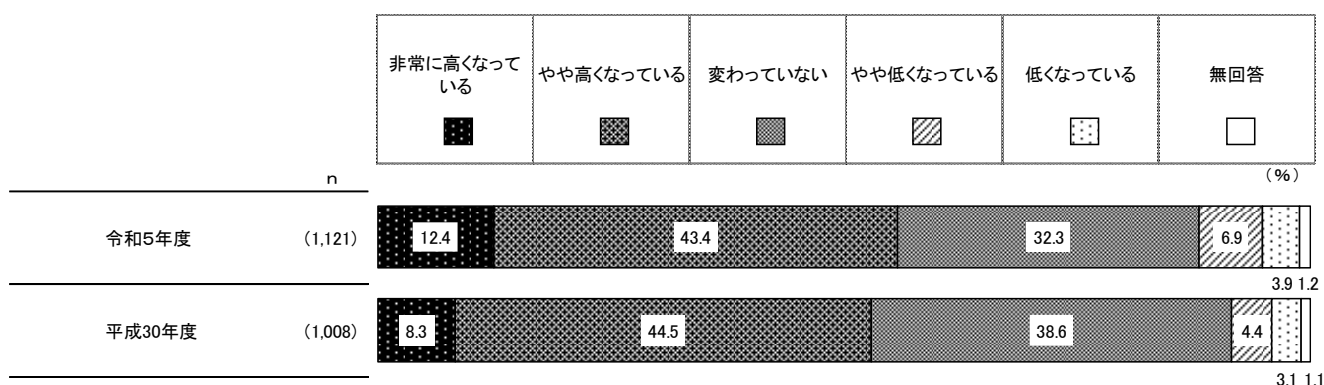
あなたは、人権や人権問題についてどのような印象をお持ちですか。

「誰にでも関わる問題」が90.4%と前回同様9割となっている。



あなたは、市民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。

「やや高くなっている」が43.4%と最も高く、次いで「変わっていない」が32.3%となっている。前回より「変わっていない」が減り、「高くなっている（非常に+やや）」が増えている。



【年齢別】

